

第14回 不利益変更裁判 和解協議の結果は・・・

和解打ち切り

11月1日 14:00より前回と同じ東京地裁11階 第6労働審判廷に於いて、私たち原告団10名は塚原、芝田両弁護士、航空連からの応援傍聴1名で、会社からは加藤、ビアンカ両氏、代理人の弁護士2名で第2回和解協議は始まりました。

まず裁判官と原告側、被告側、の全員で顔を合わせた後、裁判官の指名で被告(会社)側から和解案を聴く事になり、一旦われわれ原告は退室しました。その40分後入れ替わりで席に着き裁判所を通じて会社側の和解案について話を聴きましたが、それは私たちの考えていた和解案とは大きく乖離したものでした。

休日削減問題を棚上げしている言い訳と新たな会社側の和解案 - * - * - * - * - * - * - * - * - *

会社側は現在の経営状況を持ち出し、貨物量が全体で3%~6%減っており、日本に於いても5%減っている、これは震災や、円高の影響で輸出が下がっているのが原因であるが、については休日4日削減は現状のままで、今後について話し合いたい。そこで、和解案として新しいコミュニケーションプランを作り就業規則の定期的、または何か問題があった時の改定には、それに基づいて進めて行く、と言う話しが裁判所を通じて我々に伝えられた。

会社側のコミュニケーションプランとは

- 周知の期間を多くとるよう3ヶ月~4ヶ月前に発表する。
- 従業員代表に意見の取りまとめを依頼する。
- その意見に対して会社はフィードバックをする。

裁判官から会社側の話を聴いた私たちは裁判官に対して、会社側の現状の説明では5%貨物量が減っていると言ってもそれが会社の収益にどの程度影響を及ぼすものか説明が無く、このような訳のわからない話しを会社側はこれまでの団体交渉でも繰り返してきている、こんな話しでは普通理解できないですね。と説明すると、裁判官も大きくうなずきました。

コミュニケーションプランについては、この裁判で争っているのは休日を「恒久的に4日」も減らされた「就業規則の不利益変更」に付いてであり、既に私たちに押し付けられたこの問題を棚上げして、次の就業規則改定の場合を想定したコミュニケーションプランを話し合うつもりは無い、と裁判官に意見を述べました。

また前回の和解案である、「会社側の真摯な話し合いの姿勢」をみるために組合から10月14日に団体交渉を申し込んだが、11月以降と回答があり、今回の和解協議前に会社との話し合いは一度も持てなかった事も伝えました。具体的に休日4日削減の不利益変更に付いての話しが出来ないのであれば和解協議を継続する意味は無い、と協議打ち切りの提案をして再度退出をしました。

その後、会社側が入室しているところに赤坂委員長と弁護士2人が入り、和解協議打ち切りとなりました。ただ、これまでの弁護士の打ち合わせや、今回の和解での裁判所の印象をみても楽観は出来ない、と弁護団も推測しています。

会社側は、恒久的である必要があったのか、又、就業規則を改定する必要があったのか、など本件の問題になっている部分はあるが、不公平や社員への負担が少ない方法を思って4日休日を減らした、又、中、長期的な競争力を保つために削減したものを現在の情勢から考えて早期に戻すことは出来ないと裁判所に訴えており、裁判官の話しの中で、本当に不利益かについて裁判所は疑問を持っているとの発言も出ました。原告108名の不利益とフェデックス全体の利益を天秤に掛けると社会情勢からしても裁判所は会社側の立場を重く考慮しがちであると推測できます。

いよいよ次回で結審となります。 12月21日 午後14:00から603号法廷です。当日休みの原告は多数参加をお願いします。

— * — *

会社の一方向的な改悪を許さないためにも現在、組合に加入していない人々も組合に参加して 共に力を合わせて闘いましょう！

HPアドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com